

「公契約分野における男女共同参画のポジティブ・アクション」(平成16・10・15)

東京大学 碓井光明

1 公共契約の基本原則との関係

経済性原則との関係

公正性原則との関係

2 国の契約と地方公共団体の契約

国の場合は、各省各庁の長限りで採用することには障害がある。地方公共団体の場合は、長が契約締結権者であるので、政策の決定とリンクさせやすい。

自治法等の経済性原則をどこまで強いものとみるか。

3 公共契約における付带的政策遂行の動向

法律による公共契約利用の義務付け・許容

アフーマティブ・アクション アメリカ合衆国は障害者雇用などについて採用。

環境物品の調達については、グリーン購入法。

一般的政策宣言法律・他分野法律

アメリカ合衆国において、雇用機会均等、環境政策適合などが、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation) との関係で問題とされてきた。

日本において多数の政策宣言法律がある。公共契約を利用するには会計法令との整合性をいかに図るかが課題。

地方公共団体は独自の政策判断から、さまざまな試みを行う。

なお、契約対象を創出する場面もある。

緊急地域雇用創出特別交付金(基金)による事業については、委託事業を見つけないことが行われている。しかも、中小企業委託事業の対象者は、常時雇用者50人未満のほか、東京都の場合2年連続売上高減少の企業、生産指標が平成12年度又は3年前に比べ5分の1以上減少していること等を要件としている。

4 問題を解く鍵は「何を契約の対象として考えるか」にある。

狭い意味の財・サービスに限定する伝統的契約観

財・サービスのほか社会貢献等をも契約の対象とする新たな包括的契約観

5 公共契約活用の方法

競争参加資格

指名基準に入れる方法

総合評価方式における落札者決定基準

随意契約の許容 随意契約の許容場面を増やすと、そこに掲げられないものは許されないとする反対解釈が通用しやすい。

契約のなかで相手方に政策適合的な行為等を義務づける方法

6 終わりに

男女共同参画社会の実現と公共契約